





【保険証券見本「傷害総合保険『安心BOX（積立型）』」（2P）】

ケガの補償に関する内容		ケガの保険金支払方法の変更に関する内容	
補償内容（保険金額または支払限度額）		補償内容（保険金額または支払限度額）	
被保険者の範囲	個人タイプ	下肢事故通院増額支払	下肢に傷害を被ったとき、通院保険金について1.2倍をお支払いします。
傷害補償タイプ	一般傷害・24時間補償タイプ		
保険金種類	死亡 後遺障害 入院 通院		
追加補償	右記ケガの保険金支払方法の変更に関する内容の通り		
死亡保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき		
	本 人 250万円		
後遺障害保険金	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき		
	本 人 250万円		
入院保険金日額	傷害により、事故の日からその日を含めて180日以内に入院したとき、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき		
	本 人 2,500円		
手術保険金	入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の手術を受けたとき		
	手術の種類に応じ入院保険金日額に10・20・40倍を乗じた額を補償		
通院保険金日額	傷害により通院したとき、事故の日からその日を含めて180日以内で平常の業務・生活ができる程度に治った日までの通院日数（90日限度）に対し、1日につき		
	本 人 1,250円		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; font-size: 2em; font-weight: bold; color: red;">SAMPLE</div>		その他の損害の補償に関する内容	
		補償内容（保険金額または支払限度額）	
		日常生活賠償責任	日常生活または自宅の所有・使用・管理に起因する事故により法律上の賠償責任を負担したとき 1000万円限度（免責金額0円）
		被害事故	第三者の加害行為による傷害またはひき逃げにより事故の日から180日以内に死亡または重度後遺障害が生じたとき 2000万円限度
		来訪者傷害見舞費用	被保険者の住宅に来訪中の他人の傷害に対して、慣習として弔慰金、見舞金等を支払ったとき 死亡・後遺障害見舞金 20万円限度 入院見舞金 10万円限度
携行品損害	自宅外において被保険者本人が携行している身の回り品について損害が生じたとき 保険年度ごとに30万円限度（免責金額3千円）		
ホールインワン	被保険者本人が国内のゴルフ場にて、ホールインワンまたはアルバトロスを達成したことにより費用を負担したとき 50万円限度		

【保険証券見本「傷害総合保険『安心BOX（積立型）』」（3P）】

その他の損害の補償に関する内容		セットされる特約	
		被害事故補償 来訪者傷害見舞費用 下駄事故通院増額支払 ホールインワン補償 ゴルフ用品補償拡大 団体扱（一般A） 旅行品損害補償 積立型基本特約 日常生活賠償責任補償	
		その他ご契約内容に関する事項	
		満期日近くの保険料の払込について	保険料の払込方法が下記のいずれかに該当する場合、それぞれ次の保険料のお支払いは、満期返れい金からの差し引きによるお支払にかえさせていただきます。 月払口座振替→最終1回分（満期日が月の前半の契約のみ） 月払直接集金→最終2回分 団体・集団扱月払→最終4～2回分（団体毎の所定の回数）
		ゴルフ用品の範囲	ゴルフ用品一式

SAMPLE